

全都清ニュース

平成17年度第2号

この度、循環型社会形成推進交付金制度の進捗状況が公表されましたので、ご参考までにお送りいたします。

なお、循環型社会形成推進地域計画のひな形（暫定案）及び同計画作成の進め方についての事務連絡も合わせてお送りします。

平成17年4月

社団法人 全国都市清掃会議

循環型社会形成推進交付金制度の進捗状況

1. 市町村における検討状況

本年度、交付金により整備を予定 49
 (このほか、補助金により整備予定が 17)

(1) 計画案の作成

作成状況			市町村数	
			交付金	(参考) 補助金による 新規採択分
計画案作成済み			6 (内訳裏面)	0
計画案作成中	作成 目 処	4月	20	10
		5月	4	1
		6～8月	10	0
		9月以降	7	0
		未定	2	6
合計			49	17

(浄化槽のみの計画については、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画で地域計画として取り扱うことができるものとする。)

(2) 協議会の開催予定

4月19日 兵庫県西宮市
 22日 三重県津市ほか4か町村衛生施設利用組合
 三重県伊賀南部環境衛生組合
 京都府京都市
 25日 福岡県筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

(秋口までは、自治体と環境省の協議の場には原則本省(廃棄物対策課)も参加)

2. 今後の予定

(4月中旬 ・地域計画についての協議会を弾力的に扱う旨の事務連絡を发出)

5～9月 ・引き続き、計画策定を指導するとともに、順次、協議会を開催し、計画を検討。

・市町村等の参考資料として、地域計画策定マニュアルを完成し、提示予定。

10月以降 ・地域計画の策定、指導については、地方環境対策調査事務所を中心に対応することとし、現場の状況を踏まえつつ、柔軟に運用。

計画案作成済み自治体

(交付金)

自治体	
長野県	岳北広域行政組合
静岡県	袋井市森町浅羽町広域行政組合
広島県	東広島市
山口県	周防大島町
高知県	播西衛生処理組合
福岡県	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

循環型社会形成推進地域計画のひな形 暫定案

循環型社会形成推進地域計画の内容については次のとおりとする。
それぞれの項目に盛り込む事項として明朝体で示しているが、それぞれ、「◎…記載必須事項、・…必要に応じ記載する事項、※…添付資料」とする。

〇〇地域 循環型社会形成推進地域計画

〇〇市
△ 町
□□村

平成××年××月××日

◇◇県及び◇◇地方環境対策調査官事務所に協議した結果、循環型社会形成推進地域計画を以下のとおり定める。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◎ 対象となる地域（対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口）
- ※ 対象地域図（資料として添付）

(2) 計画期間

- ◎ 計画の設定期間（年次）… 5年を標準とし、必要に応じ設定

(3) 基本的な方向

- ◎ 計画の目的、計画により地域が目指すがたについて

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

- ◎ 排出量
 - ◎ 再生利用量
 - ◎ 中間処理（焼却、破碎選別等）による減量化量
 - ◎ 熱回収量
 - ◎ 最終処分量
 - ・ その他必要に応じた指標
 - ・ 併せ産廃の受入状況
- （フローチャートなどを使いわかりやすく図示）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

- ◎ 排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量等の指標の目標値
 - ・ その他必要と思われる指標の目標値
 - ・ 指標の定義
- （表等を使い見やすいものとする）

※ グラフ等を資料として添付

《表の例》

表× 減量化、再生利用に関する現状と目標（民間委託分も含む）

指 標 ・ 単 位		現 状 (割合 ^{※1}) (平成15年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (平成21年度)
排 出 量	事業系 総排出量	5,034 トン	4,600 トン (-4.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	xxx トン/事業所	xxx トン/事業所 (-*.*)%
	家庭系 総排出量	10,128 トン	9,400 トン (-7.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	xxx kg/人	xxx kg/人 (-*.*)%
合 計	事業系家庭系排出量合計	** , *** トン	** , *** トン (-*.*)%
再生利用量	直接資源化量	667 トン (4.4%)	800 トン (5.7%)
	総資源化量	2,523 トン (16.6%)	3,350 トン (23.9%)
	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	200 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	10,673 トン (70.4%)	10,000 トン (66.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,912 トン (19.2%)	1,600 トン (10.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

〔指標の定義〕

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

3 施策の内容

施策の内容の一覧については、様式1-3に添付する。

(1) 発生抑制、再使用の推進

◎ 発生抑制や再使用に関する施策の現状と今後

有料化、環境教育・普及啓発、マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装など地域で解決可能な施策に関する事項などについて記載

(2) 処理体制

◎ 家庭ごみ、事業系、産業廃棄物（併せ）の処理体制の現状と今後

分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応等に関する事項について記載

・ 現状と今後が一目で分かる図表により説明

(3) 処理施設の整備

◎ 再生利用推進のための施設 … 容器包装リサイクル推進施設、生ごみリサイクル施設、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、ごみ固形燃料化施設、ストックヤード

◎ 熱回収等のための施設 … 熱回収施設、灰溶融施設

◎ 適正な最終処分のための施設 … 最終処分場、不適正最終処分場再生事業

◎ 収集運搬の最適化のための施設 … 廃棄物運搬・中間処理施設

◎ 併せ産廃モデル施設 … 併せ産廃モデル施設整備事業

◎ し尿処理のための施設 … 汚泥再生処理センター、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設、コミュ

ニティ・プラント

- ◎ 浄化槽整備 … 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業

(該当する施設のみについて記載する。設置する施設ごとに事業番号と事業名称を列挙し、様式1-1及び1-2については、すべての事業の総括を記載し、様式2以降は設置する施設ごとに記述し、添付する。)

(4) 施設整備に関する計画支援事業

- ◎ 施設整備に関する計画に対する事項…土地、地盤、地下水等の調査、性能確認試験等、施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、周辺環境調査等に関する事項

(5) その他の施策

- ◎ その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策（情報収集・普及啓発・環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大などに関する事項）
- ◎ NPOや地域住民との協働、NPOや地域住民に対する助成などの事項
- ◎ 不法投棄対策に関する事項
- ◎ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4 計画のフォローアップと事後評価

- ◎ 進捗状況の把握、事後評価、計画の見直しなどに関する事項

平成17年4月18日

各都道府県

一般廃棄物行政担当部（局） 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

循環型社会形成推進地域計画作成の進め方について

日頃より、廃棄物行政に対するご協力を賜り感謝いたします。

さて、平成17年度より創設された循環型社会形成推進交付金制度においては、当該交付金の申請に当たり、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が地域の循環型社会を形成するための基本的な事項等を内容とする循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成、環境省に提出し、承認を受けることとしております。

この計画の作成手順については、下記のとおり進めていただきたいと考えておりますので、管下市町村に対し周知するとともに、協議会への参画等への御協力方よろしくお願い致します。

なお、浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとして取り扱うことができるものとして運用する予定ですので、御了知願います。

記

1. 国、都道府県、市町村による協議会について

市町村は、地域計画の作成に当たり、原則として、都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議（以下、「協議会」という。）を開催することとします。この会議において、国及び都道府県は、広域的な見地や専門的立場から技術的助言等を行い、市町村の地域計画作成を支援します。

なお、国は言うまでもなく、国家的見地から意見を申し述べることもあります。

協議会は、地域計画を作成する市町村、都道府県及び国から構成するものとしませんが、市町村の意向に応じて、学識経験者等を追加することも可能です。

なお、直ちに施設整備に着手しなければならない等協議会を開催できない特段の事情がある場合には、当分の間、従来からの都道府県の「広域化計画」等をもとに計画内容について直接ヒアリングを行い、審査することも可能ですので、必要に応じて、御相談ください。

2. 協議会の開催について

- 1) 協議会は、地域計画の原案が作成できた段階で、市町村の呼びかけにより開催することとします。
- 2) 地域計画の原案を作成した市町村は、都道府県と連絡をとり、協議会の日程の調整や開催場所の確保を行ってください。
市町村から連絡を受けた都道府県は、環境省と連絡をとり、日程調整を行ってください。なお、近い時期に、複数の協議会の開催を希望される場合には、なるべく同じ日に開催されることとなるよう、御配慮をお願いします。
- 3) 都道府県から環境省への最初の連絡は、当分の間、本省廃棄物対策課を窓口として行ってください。地方環境対策調査官事務所への出席要請は、本省廃棄物対策課より行います。ただし、最初の連絡以降の細部の連絡調整等については、地方環境対策調査官事務所を含め、柔軟に行うこととします。
- 4) 協議会は、各地域計画について必要に応じて、数回開催することを想定しています。1回目の協議会を開催した結果、再度の意見交換が必要と考えられる場合に、2回目以降の協議会を開催することとします。

3. 協議会の進行について

- 1) 協議会の進行役は、市町村が行うこととします。ただし、事前に調整いただき、都道府県が行うこととしていただいても差し支えありません。
- 2) 協議会は、以下の手順に従い、進行するものとします。
 - ①市町村が、地域計画（案）策定の背景及び内容について説明
説明は、地域計画の原案の他、必要に応じて、適宜、説明資料を用意して実施
 - ②都道府県より、広域化計画、都道府県廃棄物処理計画等との整合性について、コメント
 - ③①及び②の説明を踏まえ、地域計画に記載された各事項毎に、順を追って、意見交換を実施

4. 協議会の開催後の手続き

市町村は、協議会の意見交換を経て、必要に応じて、地域計画の原案を修正したうえで、都道府県に地域計画を提出します。

提出を受けた都道府県は、地域計画の内容について、意見交換の結果が反映されているか等について確認を行った上で環境大臣に提出します。

協議会の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、承認するものとします。

事 務 連 絡

平成17年4月15日

各都道府県

一般廃棄物行政担当部（局） 御中

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

循環型社会形成推進地域計画策定の流れについて

日頃より、廃棄物行政に対するご協力を賜り感謝いたします。

平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知により送付した「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び平成17年4月11日付け環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知により送付した「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に基づく、循環型社会形成推進地域計画策定及び同要領1（1）に定める「都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議」の位置付け等については、添付資料のとおりのお取り扱いとしておりますので、ご参照いただきたく送付いたします。

循環型社会形成推進地域計画策定の流れ

